

事 務 連 絡  
令和 3 年 9 月 24 日

別記 御中

厚生労働省老健局高 齢 者 支 援 課  
認知症施策・地域介護推進課  
老 人 保 健 課

令和 3 年度最低賃金額の改定に関する周知・広報の実施等について（協力依頼）

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、ご協力いただき誠にありがとうございます。  
す。

令和 3 年度の地域別最低賃金額の改定については、全ての都道府県において、令和 3 年  
8 月から 9 月の間に改定公示のすべてが行われ、令和 3 年 10 月 1 日から順次発効されます。

また、一定の事業又は職業に係る特定最低賃金額についても、今後改定・発効が予定さ  
れています。

これらの改定された最低賃金額（以下「改定額」という。）については、広く国民に周知  
し、その履行確保を図る必要があることから、厚生労働省では、広報媒体を活用した周知・  
広報に取り組んでいます。

については、貴会におかれましても、傘下の会員等に対し、改定額及び発効日の周知につ  
いて、格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、今年度の改定額を記載したポスター及びリーフレットを作成しておりますので、  
最低賃金の周知にあたっては、都道府県労働局にお問い合わせの上、当該周知広報にご活  
用いただければ幸いです。

なお、最低賃金に係る問合せにつきましては、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監  
督署にご相談いただくようお願いいたします。

（参考：都道府県労働局（労働基準監督署、公共職業安定所）一覧）

<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

(別記)

公益社団法人 全国老人保健施設協会

一般社団法人 日本慢性期医療協会

日本介護医療院協会

公益社団法人 日本看護協会

公益財団法人 日本訪問看護財団

一般社団法人 全国訪問看護事業協会

一般社団法人 全国デイ・ケア協会

一般社団法人 日本訪問リハビリテーション協会

一般社団法人 日本リハビリテーション病院・施設協会

一般社団法人 日本言語聴覚士協会

一般社団法人 日本作業療法士協会

公益社団法人 日本理学療法士協会